

第二十二回国会 衆議院 内閣委員会 會議録 第十一号

昭和三十年五月三十日(月曜日)

午前十時四十七分開議

出席委員

- 委員長 宮澤 胤勇君
- 理事 高橋 禎一君 理事 辻 政信君
- 理事 江崎 真澄君 理事 森 三樹二君
- 理事 田原 春次君

出席政府委員

- 内閣官房長官 根本龍太郎君
- 経済審議 田中 龍夫君
- 政務次官 龍夫君

委員外の出席者

- 会計検査院長 東谷伝次郎君
- 会計検査院 池田 直君
- 事務総長 池田 直君
- 専門員 亀井川 浩君
- 専門員 小関 紹夫君
- 専門員 安倍 三郎君
- 専門員 遠山信一郎君

五月二十八日

軍人恩給支給額引上げ等に関する請願(眞崎勝次君紹介)(第一一五〇号)

同(福井順一君紹介)(第一一五一号)

恩給法の一部を改正する法律の一部改正に関する請願(亘四郎君紹介)(第一一五二号)

旧軍人関係者の恩給不均衡是正に関する請願(第一一五二号)

する請願(井出太一郎君紹介)(第一一五三号)

養護教諭の恩給不合理是正に関する請願(草野一平君紹介)(第一一五四号)

建設省職員の行政整理反対に関する請願(西村力弥君紹介)(第一一五五号)

山形県下に薪炭手当支給に関する請願(池田正之輔君外一名紹介)(第一一五六号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

会計検査院法の一部を改正する法律案(内閣提出第三十七号)

経済審議庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第三十九号)

○宮澤委員長 これより會議を開きます。

会計検査院法の一部を改正する法律案を議題として、これより質疑に入ります。田原春次君。

○田原委員 会計検査院は、直接には国の補助金を受ける機関を主として、たとえ日本開発銀行あるいは日本輸出入銀行等、政府の財政投資もしくは融資という、一種の国営銀行的な性格のものに対しては、その貸付状況、回収状況等に立ち入って検査はできないかどうか。今までそういうことをやることがあるかどうか。また立ち入り拒否されたことがあるかどうか。

○東谷会計検査院長 ただいまの御質問でございますが、貸付状況について

は相当に検査をいたしております。ただ御質問の趣旨が、あるいは融資先の会社なり事業体に行つて検査してあるかどうかということでありまして、それは検査権限がそこまで及んでおりませんので、検査としてはたゞいま実行いたしております。しかしやはり融資先を見なければ、融資が適当であるかどうかということがつまびらかにならぬこともありますので、そういう場合には開発銀行などに話しまして、開発銀行の人と一緒にしてもらいます。会計検査院の者が向うの融資先の了解を得て調査をいたしまして、それで大体今のところ会計検査院の検査は滞りなくいっておると考えております。

○田原委員 融資先の了解を得てということでしたが、たとえば先方が拒否した場合などはどうなっておりますか。調べることができないのですか。

○東谷会計検査院長 これは先ほど申し上げましたが、開発銀行に会計検査院は検査に行つておるのであります。開発銀行の説明が納得がいかなければ、開発銀行にさらに突っ込んだ説明を求めたのであります。その場合に開発銀行は融資先に行けるのでありますから、開発銀行の者と一緒に行つて見ることが事実上できております。

○田原委員 次に、先般もちょっと質問したのですが、きょうは院長が見えはつきりしておきたいと思うのです

が、会計検査院から地方調査に行く場合に、実情としては先方のごちそうになつて帰ってくるような、つまりおさなりの調査で帰ってくるような場合があるのではないかと、こういうことを国民は心配しているのです。従つてさうなことでほんとうの調査はなかなか困難ではないか。今度の改正に際しては、むしろ相当額の予算をもつて、検査院自身が地方に行つた場合は、先方の関係者をごちそう、ういして、材料の聞き込みをするというようにしたらどうか。それからこういう誘惑や間違いが起るのには、やはり検査院の職員の待遇が他の官庁に比して同格であるか低いためではないか。これは国民としては、やはり国の予算を使います各機関を正確に厳正に調べてもらいたいと思つているので、むしろ必要とあらばもっと待遇を改めて、相当の権威をもつて間違いなくやつてもらいたいと思つておりますが、今度の改正に対してはそういう用意をされておりますか、一つ聞いておきたいと思つて

○東谷会計検査院長 ただいまの最初の御質問であります。時たまそういうことを耳にするのであります。会計検査院が地方に検査に行く場合に、供応を受けてしかるべくやつておるのではないかと、こういうようなことを耳にすることもありますが、そういうことのあるのであります。これは昔からさうであります。特に終戦後におきましては、いろいろな社会情

勢のことにかんがみまして、絶対にそういうことのないようにということ、平素会計検査院の中において教育しますと同時に、実は実地検査の必携というふうなものを作つておるのであります。それが、最初にその点を注意いたしておるのであります。絶対といつてもいいと思つております。供応は受けていないはずであります。むしろこのごろは、外の関係などで、会計検査院も少し、態度といひますか、もう少しやわらいだ気持でやつたらどうか。といひますのは、検査すべき客体が非常に多いのであります。どこで昼飯になるかわからないというのでありますから、大体旅館で昼飯を用意させまして、弁当を持っていくわけになります。従ひまして、ちょうど昼どきになつて、そこでいすを借りて食事をするという場合も、先方から時たま出します食べ物も食べないというので、むしろ感情を害するようになつておるのであります。ただいま向うで供応を受けるよりも、お前の方で多少検査に立ち会つて御苦労であつたということで、胸襟を開くようにしたらどうかというふうなお話であります。私も会計検査院の者といひましては、飲み食いということはお互いに慎んだ方がよろうというふうな気持もございまして、今までのところはそういう経費を政府に特に要求するということはない。会計検査院の職員の待遇であります

は昔からさうであります。特に終戦後におきましては、いろいろな社会情勢のことにかんがみまして、絶対にそういうことのないようにということ、平素会計検査院の中において教育しますと同時に、実は実地検査の必携というふうなものを作つておるのであります。それが、最初にその点を注意いたしておるのであります。絶対といつてもいいと思つております。供応は受けていないはずであります。むしろこのごろは、外の関係などで、会計検査院も少し、態度といひますか、もう少しやわらいだ気持でやつたらどうか。といひますのは、検査すべき客体が非常に多いのであります。どこで昼飯になるかわからないというのでありますから、大体旅館で昼飯を用意させまして、弁当を持っていくわけになります。従ひまして、ちょうど昼どきになつて、そこでいすを借りて食事をするという場合も、先方から時たま出します食べ物も食べないというので、むしろ感情を害するようになつておるのであります。ただいま向うで供応を受けるよりも、お前の方で多少検査に立ち会つて御苦労であつたということで、胸襟を開くようにしたらどうかというふうなお話であります。私も会計検査院の者といひましては、飲み食いということはお互いに慎んだ方がよろうというふうな気持もございまして、今までのところはそういう経費を政府に特に要求するということはない。会計検査院の職員の待遇であります

が、これは御承知のような状態でござりますので、たくさんいたたくほどよろしいのでありますけれども、やはり公務員としての関係もござりますので、他よりも悪くされるということであらば私も政府に強く要望するのではありませんが、他と同じ待遇を受けておるといふことでありますので、特に会計検査院をよくしてもらいたいという要求をこの際いたすという気持は持っております。

○宮澤委員長 森三樹二君。

○森(三)委員 私は会計検査院長に、せんだつて当委員会出席を促したのには、本法案の質疑に關しまして、われわれはやはり会計検査に關する国政一般の質疑をなす場合もしばしばあるわけです。従いましてあなたの御出席を私は願つたのです。過般もいろいろ各委員諸君からお尋ねがございましたが、私は会計検査院の内部における組織やあるいは秩序や綱紀が、非常に紊亂しているというようなことは申し上げるものでございませぬけれども、しかしややとすれば、今日の日本のあらゆる行政面において、御承知の通り、汚職、疑獄——造船疑獄あるいはその他

の疑獄がたくさんあります。私は会計検査院としては、時の政府にきざんたる態度をもって、国の財政上の支出等に関して調べなければならぬ、そこに何らかの政府の圧力なんか加わり、またその圧力に会計検査院が押されるということがあつては、これは私は国家のためにまことにとらざるどころであると思つております。そこで院長といたしましては、その点について確固不動の御所信を持っております。

と思つておりますが、この際その院長の信念について一応お尋ねしてみたいと思つております。

○東谷会計検査院長 森さんからこの

前の委員会のとき、なぜ院長出ないのかというお言葉があつたのであります。実は不熱心だから出ないのではないのであります。この法案自体はむろん会計検査院から政府にお願いしたのであります。提案は政府がされておりました。政府の責任者であられる官房長官が出られる。その際に会計検査院からは事務総長が出て細部にわたる説明に當つてくれるという御要求がございましたので、事務総長だけが実は出たようなわけでありませぬ。そういう際も私が出ればよかつたのであります。そういう次第でありますので、その点は御了承願ひたいと思つております。

会計検査院が検査する場合においてはやはり納得のいく検査をしなければならぬ。納得のいく検査をするには、自分が清らかでなくてはならぬといふことでありますので、会計検査院の中におきましては、しょっちゅう講習その他を講じているような次第であります。汚職その他がいろいろあるようでありませぬが、会計検査院におきましては、千人余りの職員がおりますので、多数の中には時たま不心得の者が多少あるのであります。そういう場合には、他では見られないような峻厳な態度で臨みまして、いやしくも人から指をさされるような者は会計検査院の中におられないようにという方針で、新聞種になりましただけでも厳格

な態度をもって論旨的な退官を迫るといふふうにいたしました。少しでも汚れた者のおらないようにする方針でござりますし、今後もそういう方針でいきたいと思つております。

○森(三)委員 院長が当委員会に本日御出席されて、その御意見を表明されましたことにつきましては、まことに私はけっこうなことだと思つて、せんだつて事務総長が出席されて、いろいろ答弁されておりました。事務総長だけでなく、院長も同席されて、事務総長でもつて答弁が足りな根本的な会計検査院の態度等については、院長みずから答弁されることを望ましいと思つておりましたが、本日院長より御所信を承りまして、今後とも会計検査院は内閣に独立した機関として、国の財政一般に關する厳格なる監督を十分していただきたいと思つております。

そこで、会計検査院は全国各地に對しまして、毎年度の会計年度の終了後、検査に回つておるようでありませぬが、検査に行くといふことについて、あらかじめ通告をして行つておるようであります。通告をして行つて行くことが、一応整理の關係等もありまして、都合がよろしいかと思つて、すけれども、そのために、会計検査院が検査に来るのだといふので、つじつまを合わせる。あるいは帳簿を改ざんするといふようなことが、しばしば行われておる。そこで、会計検査院としては定期的な検査のほか、臨時といふか、何ら予告なしに検査を行うといふ制度がとられておるのか。その点について、いろいろ技術的な問題もあると

思つております。現在行われておる検査あるいは具体的な事例等に対して、会計検査院として、こういうような事案について、自分たちとしては予告なく検査をして、實際上具体的な事件を解決したことがあるといふような点について、御所見を承りたいと思つております。

○東谷会計検査院長 ただいまの点であります。森さんも御承知であります。検査をいたしましたのは、やはりある程度検査ができるような態勢に相手方があるといふことが、検査をする上には便利なのであります。それで、いついつからいついつまであなたのところの検査を執行するといふことを示すのであります。これは旧院法といひますか、帝國憲法時代の会計検査院では、そうしたければならぬといふ院で、そうしたければならぬといふ院で、勅令の上で、会計検査院があらかじめ通告して、実地検査をする、こういうことに相なつておつたのであります。

しかし今お示しのように、それだけではやはり目的を達しないものが多々あるのであります。従つて日本國憲法に定まりましたとき、ただいまの院法を制定するに當りましては、そのところを考慮いたしました。いわゆる抜き打ち検査といひますか、無通告検査ができるような仕組みに法律上いたしたわけでありませぬ。それで、定期的な通告をして行きます実地検査も相当ありますが、現在においては、抜き打ち的な検査も相当に実行しておるものであります。現金であるとか、あるいは物品であるものについては、大体において抜き打ち的に検査をいたしております。

先般も私北海道の風倒木を見に行ったのであります。その際にある官庁の検査に行つてみましたが、それは無通告でやつておるようなわけで、無通告の検査は相当ひんぱんにやつております。

○森(三)委員 その無通告の検査は、院長が他の検査員と合議されて、地域的に、あるいは何か一つの事案が発生したことを契機とし——無通告検査についても、へんばでなく、日本全国を地域的にわけてやつておられるのか。あるいは何か事案がそこに想定されて、風聞その他があつて発動されているのか。計画的に無通告検査をやつて何か起つていないかという予感等によつて無通告検査をされているのか、その辺はいかがですか。

○東谷会計検査院長 別に地域的といふことは考へておりませぬ。全国的にやつております。北海道もやれば、同時に東京の陸下もやりますし、九州もやります。四国もやります。非常に広くひんぱんとしておるから、地域的にこゝをやつてこゝをやらないといふ意味もありませんし、こゝをやつたからこゝをやらなければならぬといふふうにも考へておりませぬ。

○森(三)委員 大体わかりましたが、国家財政上非常に多端な折柄、また補助金その他の融資等も非常に多端な折柄、会計検査院の業務は今後一層多端であると思つております。院長の御決意も今後非常に重大なものがあると私は思つております。一層各方面に配慮せられて、国の財政が公平適当に使用されているという状態を十分監督されていただきたいと思つております。以上でございます。

○宮澤委員長　ほかに御質疑はござい  
ませんか。――なければ本案に対する  
質疑は終了いたしました。

○宮澤委員長　次に経済審議庁設置法  
の一部を改正する法律案を議題とし、  
これより質疑に入ります。――本案に  
対しましては、高橋国務大臣に対する  
質疑が残っておりますから、それを次  
会に譲りまして、本日はこれにて散会  
いたします。次会は公報をもってお知  
らせいたします。

午前十一時九分散会

昭和三十年六月一日印刷

昭和三十年六月二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局